

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第6号）】
- 日程第 7 議案第 1号 上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 上天草市阿村地区交流センター条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 上天草市阿村地区交流センターの新設に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第14号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第15号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第7

- 号)
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市国民健康保険特別会計  
（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市介護保険特別会計補正予  
算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市斎場特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別  
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計補正予算  
（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 令和 2 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 令和 2 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 令和 2 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 令和 2 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 令和 2 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 令和 2 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 令和 2 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 令和 2 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 令和 2 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 令和 2 年度上天草市下水道事業会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 令和 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 4 0 同意第 1 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて
- 日程第 4 1 同意第 2 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて
- 日程第 4 2 同意第 3 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて
- 日程第 4 3 同意第 4 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて
- 日程第 4 4 同意第 5 号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

- て
- 日程第45 同意第6号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第46 同意第7号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第47 同意第8号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第48 同意第9号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第49 同意第10号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第50 同意第11号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	健 康 福 祉 部 長	坂田 結二
教 育 部 長	山下 正	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
財 政 課 長	迫本潤一郎	会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子
水 道 局 長	山本 一洋	企 画 政 策 課 長	永田 健吾

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 海 崎 竜 也 局 長 補 佐 山 川 康 興  
主 幹 倉 橋 大 樹 主 事 竹 川 知 佐

---

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6番、宮下昌子君、7番、高橋健君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

令和2年第1回上天草市議会定例会に当たり、1月14日及び2月6日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程のとおり、本日2月13日は開会、提案理由説明、2月21日が議案質疑及び委員会付託を行います。予算決算常任委員会は2月21日と3月11日の2日間、その他の常任委員会は2月25日から27日までの3日間開催することとし、一般質問は、2月28日、3月3日の2日間行います。3月16日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。今期定例会に付議されます議案等は45件、その内訳は、条例14件、当初予算11件、補正予算8件、承認1件、同意11件です。

議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審査をし、全議案を本議会へ上程することと決定いたしました。なお、承認第1号及び人事案件である同意第1号から同意第11号は、委員会への付託を省略し、2月21日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定したことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告

のとおり、本日から3月16日までの33日間と決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年12月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は議会事務局で閲覧願います。これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和2年第1回市議会定例会の開催に当たり、昨年12月定例会以降の行政の主な取り組みにつきまして、その概要を御報告いたします。

まず初めに、総務企画部門でございます。

第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、昨年12月20日に閣議決定をされた国の総合戦略を踏まえ、KPI等の見直しを行い、現在パブリックコメントを実施しており、最終案を今定例会中に報告することとしております。地方創生拠点整備交付金を活用した湯島交流施設の整備につきましては、昨年10月に着工し、2月末に竣工する見込みとなっており、4月から運用を開始する予定でございますが、湯島のさらなる活性化につながりますよう、しっかり取り組んでまいります。

防災につきましては、平成30年度から2カ年にわたり整備を進めてまいりました大矢野及び龍ヶ岳地区の防災行政無線のデジタル化整備が2月末に竣工する予定であり、供用開始後は、市民の皆様へ災害時の情報など確実な伝達を行ってまいります。また、1月4日には、松島総合運動公園野球場におきまして、恒例の上天草市消防出初式を開催いたしました。当日は、消防団による通常点検及び放水競技などの日ごろの訓練の成果と、龍ヶ岳保育園幼年消防クラブによる和太鼓の演奏が披露をされ、多数の参観を得て盛会に終了いたしました。

地域の情報化の推進につきましては、市内小中学校を含む指定避難所32拠点へのWi-Fi環境整備が3月中ごろに完了し、災害時におきましては、避難された方の通信手段として、平時においては、小中学校でのプログラミング教育等に活用する予定でございます。また、光回線の整備につきましては、天草ケーブルネットワーク株式会社の協力によりまして、湯島地区及び樋島地区への整備が完了し、令和2年4月から、超高速ブロードバンドサービスが提供される予定でございます。

次に、樋合リゾート開発につきましては、株式会社マリーゴールドホールディングスにおいて、令和4年1月の供用開始を目指し、宿泊施設等の整備に必要な国や県等の許認可を得るための手

続が進められており、本年6月の土地造成工事着手を目標とされているところです。

宮津地区総合開発につきましては、昨年10月に、庁内関係部課長で構成する宮津周辺将来構想検討プロジェクトチームを設置し、既存の公共施設の大規模改修等を含め、将来構想の検討を進めていますが、令和2年度は、この検討をもとに行政民間等で構成する将来構想検討委員会を設置し、引き続き将来構想作成に取り組んでまいります。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

松島地域の一次産業の活性化と生産技術の向上を目的として、師走の恒例イベントとなっております第27回ふるさと祭り及び第41回農林水産物品評会を12月7日から8日にかけて開催をいたしました。

次に、天草ジオパークにつきましては、天草市、苓北町とともに取り組んでまいりましたが、平成30年の再認定審査の結果、条件つき認定となったことを契機に、日本ジオパークから脱退をし、ジオパークの名称にこだわらない活動を目指していくことを天草ジオパーク推進協議会で決定をされ、この協議会も解散することとなりました。本市におきましては、これまでの取り組みの成果を独自に生かしていくこととしております。

上天草市の観光ブランドコンセプトであるナナメ上上天草の取り組みにつきましては、11月11日にパルクールを使った動画を公開し、ひと月後の12月中旬には、目標としておりました10万回再生を達成いたしました。今後も、ナナメ上上天草の観光ブランドイメージの向上を図ってまいります。

ことしで7回目を迎えます市トレッキングフェスティバルにつきましては、今回から2月の土日の2dayで実施することとし、イベント参加者を宿泊につなげる取り組みを行っています。参加者は定員1,550人に対し、1月末現在で1,162人の申し込みがあつているところで、このイベントを通じた冬の観光客の取り組みを推進してまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、返礼品の充実や、大都市圏におけるPRなどに取り組み、12月末で約6億5,000万円となり、今年度目標の6億円を超えることができました。今後も、市内特産品の売り上げ拡大、地域イメージの向上と自主財源の確保を図ってまいります。

産業の振興につきましては、1月27日から2月7日まで、熊本市三年坂日の丸マルシェにおいて、市内生産者、上天草市、物産館さんばーると連携をいたしまして、上天草フェアを開催し、特産品の販売や、レストランでの提供、花を使ったワークショップ等を実施いたしました。

続きまして、建設部門について御報告いたします。

昨年11月29日に、天草地域サイクルツーリズム推進協議会総会が開催され、歩行者、自転車、自動車とともに安全に通行できる道路の整備による広域観光の促進を基本方針とし、五つのサイクリングルートが盛り込まれました。天草地域自転車ネットワーク計画を承認し、この計画をもとに各種の整備を熊本県と連携しながら取り組んでまいります。

続きまして、市民生活部門について御報告いたします。

斎場改修工事につきましては、昨年11月18日から火葬業務を一時休止しておりましたが、

火葬炉の改修作業完了に伴い、2月1日から再開をいたしております。

次に、上天草市男女共同参画フォーラムを、1月25日に松島総合センターアロマで開催し、約250人の参加がございました。フォーラムでは、元高校教諭の宮本正治氏を迎え、オール1の落ちこぼれ、教師から主夫になる。性別では決まらない役割分担と題して、楽しい御講演をいただきました。今後も、さまざまな取り組みを通じ、多様な生き方が認められる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年12月以降、中国湖北省武漢市から患者が報告され、世界的な感染の状況を受け、1月30日に、世界保健機関WHOは緊急事態宣言をいたしました。国は、1月30日に、新型コロナウイルス感染対策本部を設置の上、予防蔓延防止対策を実施し、また、熊本県においては、2月1日から県庁及び各保健所に専用相談窓口が開設され、2月4日には、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置をされたところでございます。本市におきましても、2月6日に新型コロナウイルス感染症対策推進本部を設置し、県内での患者発生に備えた体制の整備のため、今後の行動内容等を庁内で共有をし、全職員で対応することとしております。なお、市民への情報提供は、ホームページ及びラインなどを活用しながら、国及び県と連携をし、最新情報を共有した上で、感染拡大防止の周知に努めてまいります。

次に、昨年10月から、消費税地方消費税率の引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯に与える影響を緩和し、地域における消費を下支えするために実施した上天草市プレミアム付商品券事業については、申請書の受付期間を令和2年1月31日まで延長いたしましたが、申請期限までの申請者数は、2,548人、申請率は34%となりました。商品券の販売期間は2月28日までで、使用期間は3月31日までとなっておりますので、引き続き周知を図ってまいります。

また、第2期上天草市子ども子育て支援事業計画の策定につきましては、子ども子育て会議の意見を伺いながら計画を作成し、現在パブリックコメントを実施しており、3月中の計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、地域支え合い住民フォーラムを12月1日に松島総合センターアロマで開催し、約250人の参加がありました。フォーラムでは、宮崎県の戸川地区で高齢者の見守りを兼ねて配食活動をされている宗石節子氏と今西正氏に、私たちのできる地域づくりと題して講演いただくとともに、その後、パネルディスカッションでは、湯島地区で行われているふれあいサポート湯島と、上天草高校の上天草プロジェクトの発表がありました。今後も、引き続き地域の支え合い活動の推進を図ってまいります。

最後に、教育部門について御報告いたします。

市内小中学校の空調施設整備工事につきましては、想定よりも事業完了に期間を要しましたが、本年3月上旬に完成予定の龍ヶ岳中学校の整備を最後に、市内全ての小中学校の整備工事が完了いたします。

次に、新大矢野図書館の整備計画につきましては、基本計画を昨年12月に策定し、3月中に

基本設計業務を発注できるよう、準備を進めているところです。

スポーツ振興につきましては、包括連携協定を締結している南阿蘇村において、12月1日に開催された第1回南阿蘇復興マラソン大会にスポーツ交流の一環として、天草パールラインマラソン大会のPR活動を行いました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（園田 一博君）** これで、行政報告は終わりました。

---

#### 日程第 5 施政方針説明

**○議長（園田 一博君）** 日程第5、施政方針説明。

市長から施政方針説明の申し出がありました。これを許します。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 令和2年第1回市議会定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。令和2年度は、第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略による取り組みが始まります。市民の皆様に参画いただきながら、魅力あるまちづくりをさらに進め、本市とつながりのある関係人口の創出拡大と地域経済の再生を目指すとともに、国土強靱化や国連で採択をされた持続可能な開発目標SDGsの考え方を盛り込みながら、市民の安心安全や暮らしやすさの充実のため、各施策を推進してまいります。

国の来年度の予算を見ますと、地方財政計画における地方全体の一般財源総額が確保されるとともに、地方交付税総額についても、地方税が増収となる中で、前年度を4,073億円を上回る16兆5,882億円が確保されました。しかしながら、歳入の約4割を地方交付税に依存し、自主財源に乏しい本市にあっては、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。そのため、ふるさと応援寄附金等自主財源の確保に努めるとともに、令和2年度からスタートする第4次行政改革実施計画に基づく取り組みを推進し、健全財政の堅持に引き続き努めてまいります。

また、令和5年度まで発行期限が延長された合併特例債や、令和2年度までの発行期限となる緊急防災・減災事業債、国において検討されている過疎対策事業債の動向等を踏まえ、将来にわたる収支見通しを見きわめつつ、その有効な活用を図ってまいります。令和2年度予算編成方針においては、今後、厳しさを増す財政状況を乗り切るため、これまで以上に歳入の確保に努めるとともに、全ての事務事業を徹底検証して、限られた財源を重点かつ効果的に活用することとし、厳しい財政状況にあっても、総合計画の基本構想における最重点戦略や重点戦略の達成を目標とした事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる最重要業績評価指標KPIの達成を目標とした事業に加え、先の市長選で公表したローカルマニフェストの実現に向けて、本市における諸問題の解決に集中的に取り組む事業を重点化事業と位置づけ、優先的に予算を配分することといたしました。

その結果、令和2年度の一般会計の歳入歳出予算総額は、182億1,995万8,000円となり、前年



度比1.4%、2億5,524万6,000円の増となりました。増額の理由としましては、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事4億9,401万9,000円及び上小学校教室棟改築工事4億9,700万円の計上による増額などが挙げられます。国等の補助金及び地方財政措置の市債や各種基金を活用しながら上天草市のまちづくりを着実に推進するとともに、財政規律を堅持した持続可能な行政運営の両立を図ってまいります。

引き続き、各部門の方針について申し上げます。

まず、総務企画部門でございます。

最初に、令和2年度の組織改正につきましては、今議会に関連条例も提案をしておりますが、総務企画部を内部管理業務を主体とした総務部と、政策推進業務を主体とした企画政策部に再編し、公約実現に向けた政策推進体制の強化、重要プロジェクトの推進、合併特例債の延長を受けた各事業及び地方創生に係る重要事業の推進、懸案事項の解決など、着実な成果重視の行政を推進してまいります。

地方創生の推進につきましては、今般策定する第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の理念のもと、本市への人の流れをさらに強化するとともに、住んでいる市民の方々ももっと上天草市を好きになってもらうための施策を積極的に展開してまいります。これまでの地方創生の取り組みをさらに発展させ、市内全域へ波及するため、姫戸地域、龍ヶ岳地域においても、地域の活性化につながる新たな取り組みを支所と一体となり進めてまいります。

新たな過疎対策法の制定につきましては、引き続き総合的な過疎対策の充実強化が必要なことから、昨年7月に本会議から内閣総理大臣ほか関係大臣に対して要望をいただいておりますが、本市としましては、国の動向を見据えて、令和2年度中に新たな上天草市過疎地域自立促進計画を策定いたします。

八代天草ライン建設構想につきましては、建設促進に向けた機運が高まってきたことから、昨年8月に八代市で6年ぶりとなる建設促進総決起大会が開催され、構想の名称を八代天草架橋から八代天草シーラインに改められました。建設促進の動きをさらに加速させるために、令和2年度には、本市でのシンポジウムを計画しております。

樋合地区リゾート開発につきましては、開発事業者となる株式会社マリーゴールドホールディングスが、令和4年1月第一期供用開始に向けて準備を進められているところです。この開発は、本市が重点的に取り組んできた観光振興のさらなる起爆剤として、本市経済の発展に大きく寄与するプロジェクトであり、市としましても、道路、水道などインフラ整備を進めてきたところです。マリーゴールドホールディングスは、自然環境に最大限配慮をした整備を念頭に、地元との共存共栄が可能な国内有数のリゾート施設を目指しておられ、市としましても、引き続き事業者への側面的な支援を行ってまいります。

宮津地区総合開発につきましては、物産館、温泉施設、運動施設等の公共施設が集積する宮津地区は、市内だけではなく、市外からも多くの誘客が見込めるポテンシャルの高い魅力的なエリアであり、熊本天草幹線道路の延伸など、周辺環境や社会環境の変化を見据え、官民連携による

新たな宮津周辺の整備の可能性を検討してまいります。

防災につきましては、日本各地において大規模な自然災害が発生している状況を鑑み、令和2年度においても、引き続き自然災害に対する備えとして、災害対策本部の図上訓練、または、総合防災訓練などを実施し、共助公助の充実を図ります。また、令和2年度において、自主防災組織による自主運営により、避難所の拡充を図り、地域の身近な避難所とすることで避難を促し、市民の安全を確保したいと考えております。

消防につきましては、大規模災害への対応など、市民の期待が大きくなっているところであり、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層図る必要があることから、引き続き、基本団員、機能別団員及び女性消防隊員の確保を図るとともに、消防設備につきましても、小型ポンプ付積載車等を令和2年度から5年間で集中的に更新するなど、消防体制の充実を図ってまいります。

地域情報化につきましては、総務省の高度無線環境整備推進事業を活用し、デジタルディバイド解消に向け、天草ケーブルネットワーク株式会社と協力しながら、超高速無線である地域BWA等の活用を含め、不採算地域への超高速ブランド整備をより一層進めてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

農林水産業の振興につきましては、地域農業の担い手対策について、新規就農者の確保や、地域担い手への農地集積を促進するため、人農地プランや農地中間管理事業などの制約を推進してまいります。また、令和2年度は、上天草市農業振興整備計画の全体見直しを実施することとしており、優良農地の管理保全に努めてまいります。

耕地関係につきましては、大矢野町京の島地区の県営基盤整備事業が令和元年11月に工事着手しており、令和3年度末の事業完了に向けて、熊本県と連携し、事業推進を図ります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ被害対策として、専任の会計年度任用職員1名を雇用し、地元猟友会との連携による捕獲用箱罠の設置、捕獲隊による駆除の強化及び農家への電さく設置補助による防除を進め、市民等に対する出前講座を開催するなど、地域住民と連携した被害軽減対策に努めてまいります。

また、天草五橋周辺の松林が松くい虫の被害を受けていることから、食害防止対策として薬剤散布を行うとともに、既に被害を受けている樹木に対しては、伐倒駆除、薬剤処理により、病害虫を駆除することで、さらなる被害拡大防止に努め、森林保全や景観整備に努めてまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少に伴う漁獲の減少対策として、漁協等関係団体と連携をし、クルマエビ、ガザミなどの種苗放流のほか、市内小中高生を対象に、魚食普及に向けたお魚料理教室を継続して実施してまいります。

また、漁港施設につきましては、海岸堤防等老朽化対策事業として、大手原漁港海岸、野釜漁港海岸、千束漁港海岸の長寿命化計画を策定し、全14箇所の計画測定が完了いたします。水産物供給基盤機能保全事業として、機能保全工事に係る測量設計業務委託3箇所、機能保全工事5箇所を実施してまいります。今後も、機能保全工事等を計画的に実施し、施設利用者が安心して利用できる施設の整備に努めてまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和2年度の目標を7億円とし、これまでの寄附状況を分析して、新規寄附者の掘り起こしと、リピーターの獲得、年末に集中している御寄附を年間を通じて寄附となるよう、市内の事業者と協力して、魅力ある返礼品やサービスの拡充と効果的な宣伝に取り組んでまいります。

農林水産物の販路拡大ブランド化及び6次産業推進につきましては、生産者や事業者、上天草物産館さんばーとの連携をさらに強め、上天草ブランド認証品を中心に、上天草市産品のブランド力を高め、全国及び海外に上天草ブランドを広めてまいります。また、市内生産者、事業者が全国のバイヤーや飲食店と継続的な取引ができる仕組みづくりを、地方創生事業を活用した上天草マッチング機会創出事業により、行政とブランド推進協議会、上天草物産館さんばーが協力して進めてまいります。あわせて、現在年間約55万人が訪れている上天草物産館さんばーへの来訪者をさらにふやし、販売を拡大させるために、地方創生事業を活用した物産館ステップアップ展開事業を実施し、加工品の開発等も推進し、品ぞろえを充実させ、物産館の魅力アップを図ります。

地場産業の育成支援につきましては、市内各事業所における労働力不足が深刻しているところであり、上天草市ふるさとハローワークの活用推進や、企業合同説明会を開催し、地元企業への就職を促進します。商工会や金融機関と連携した上天草市小規模事業者支援ネットワークの取り組みを強化し、操業支援や事業者の事業継続、拡大の支援に取り組み、消費の流出を抑えて、市内循環を守ることと、増加傾向にある観光客等からの外貨の獲得を実現して、市内経済の好循環を目指します。

新たな取り組みとしましては、令和2年度から市内全域を対象とした小規模事業者空き店舗再生家賃補助制度を創設して、市内の空き店舗の再生を進めてまいります。

また、2号橋商店街地域においては、地域おこし協力隊を配置し、2号橋商店街、商店会と協力して活性化に取り組めます。

海運振興対策事業につきましては、引き続き上天草市海運事業次世代人材育成推進協議会を中心に、船員確保の取り組みを進め、各種補助制度を海運事業者に活用していただき、本市の基幹産業である海運業の振興を図ります。

企業立地事業につきましては、企業立地に必要な基本情報を整理し、熊本県企業立地課や、既存誘致企業と連携し、情報収集に努め、新たな雇用の場を生み出す企業進出を模索します。並行して、上天草市誘致企業連絡協議会の活動を継続し、誘致企業との良好な関係を維持して、各社の事業継続拡大を支援してまいります。

観光振興につきましては、第2次総合計画で最重点戦略として位置づけており、引き続き、交流人口の拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

全国的に需要が高まっている外国人観光客の取り込みにつきましては、本市を訪れる観光客が最も多い東アジアを主なターゲットとしてプロモーションを行っていくとともに、ウェブサイトの多言語化を行い、受け入れ体制も充実させてまいります。

また、サイクルツーリズムの推進につきましては、天草地域サイクルツーリズム推進協議会との連携を図りながら、国県によるハード整備とあわせて市内の観光スポットや、飲食店等を周遊できるイベントを開催することで、通過型のサイクリングから滞在型周遊型のサイクリングをふやす取り組みを行ってまいります。

天草四郎ミュージアムにつきましては、地方創生交付金を活用した活性化事業の最終年度となりますので、世界遺産を訪れる観光客が必ず立ち寄れる施設となるよう、企画展などの充実とあわせて施設のPRを行ってまいります。

次に、建設部門でございます。

継続して取り組んでいます市道の舗装補修及び交通安全施設整備につきましては、令和2年度も引き続き重点事業として実施し、安全性や快適性の向上に努めてまいります。

平成30年度から実施しています樋合リゾート開発に伴う市道永浦樋合2号線道路改良工事につきましては、舗装工事等を実施し、令和2年度中の工事完了を予定しております。

橋梁補修につきましては、国の社会資本整備交付金を活用し、橋梁点検にて要補修と判断された橋梁に対して補修案の作成及び補修工事の実施を順次行ってまいります。特に、野釜大橋につきましては、令和2年度より、橋梁補修工事に着手し、施設の長寿命化と適切な維持管理を行ってまいります。

通学路交通安全プログラムに関する整備事業につきましては、令和2年度より国の社会資本整備交付金を活用し、通学路の整備を進めてまいります。また、今般策定の上天草市国土強靱化地域計画及び令和2年度策定予定の上天草市自転車活用推進計画に基づく市道整備につきましては、事業内容の検討を行い、順次着手してまいります。

熊本県が事業主体である熊本天草幹線道路の大矢野道路事業につきましては、昨年国の事業採択を受けて事業が着手されました。令和2年度は、測量設計の推進と道路計画の詳細ルートの説明会が予定されております。地域間交流、産業や観光の振興及び交通安全の向上のため、県が行う事業を支援してまいります。

公共下水道事業につきましては、供用開始後28年が経過し、老朽化が進んでいる処理場、汚水管路等の施設で改修が必要な箇所については、施設の耐震改修事業や災害対策も考慮した中長期的な計画を策定し、順次実施することで、持続可能な下水道事業運営になお一層努めてまいります。

浄化槽設置補助事業につきましては、合併浄化槽と比べ環境負荷の高い既存の単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を推進し、現在県内で下位に位置する汚水処理人口普及率の向上につなげてまいります。

空き家対策事業につきましては、上天草市空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者への適切な管理を促すとともに、空き家の利活用の推進や解体費の補助制度を利用した除却などを進めてまいります。危険な空き家につきましては、特定空き家等への認定、危険回避を促す指導勧告等を実施し、安心安全なまちづくりを図ってまいります。

民間住宅の耐震化につきましても、補助制度を活用した耐震化事業の周知を行い、市民の皆様が安心して暮らせる住まいづくりを支援してまいります。

市営住宅事業につきましては、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事を実施し、入居者の安心安全の確保に努めてまいります。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、平成28年4月に策定した上天草市環境基本計画が最終年度を迎えます。本市のすばらしい自然環境を守り、これからも良好な状態で次世代に継承するため、現行計画の基本的な枠組みを継承しつつ、2015年の国連サミットで採択をされたSDGsの考え方も活用しながら、これまでの施策の成果などを反映させた計画の策定に取り組んでまいります。

美しい海を保全するまちづくりにつきましては、有明海、八代海を豊かで美しい海として再生するため、市民及び事業所と連携し、市民の環境保全活動に対する理解や意識を高め、海洋ごみ対策として、海洋清掃等のボランティア活動に対する支援を行うとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、海洋漂流ごみ、海岸漂着ごみの回収、発生防止に取り組んでまいります。

低炭素社会の実現につきましては、自然共生社会の実現のために、さまざまな機会を通して啓発活動を行い、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを実施してまいります。

また、住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの設置に対する支援を継続し、地域温暖化防止に努め、環境にやさしいまちづくりに取り組んでまいります。ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりにつきましては、環境負荷の低減を図り、時速的な発展を可能とする循環型社会を目指し、さらなるごみの減量化を推進するため、生ごみの減量化、市民の意識改革に取り組むとともに、資源物の分別や食品ロスの削減に向けた啓発を行ってまいります。

次に、阿村出張所につきましては、旧阿村中学校校舎の一部の改修工事を行い、阿村地区交流センターを設置し、阿村出張所機能を移転させます。供用開始時期につきましては、令和2年8月から予定をしております。

次に、健康福祉部門でございます。

子ども子育て支援につきましては、本年3月に策定する第2期上天草市子ども子育て支援事業計画に基づき、安心して子供を産み育て、子供が健やかで成長できるまちの基本理念のもと、計画の着実な推進を図ってまいります。

障害福祉につきましては、令和3年度から令和5年度までの第6期上天草市障害福祉計画、第2期上天草市障害児福祉計画の策定年度であることから、計画の基本理念としております安心快適な暮らしづくりのさらなる実現に向け、広く市民の皆様の意見を伺いながら計画策定に向けて取り組んでまいります。

特定健診につきましては、本市の受診率が県下でも最下位になっていることから、一層受診勧奨を行ってまいります。また、平成31年度から導入した健康ポイント事業につきましては、対象年齢の拡充などの見直しを行い、特定健診の受診率の向上と市民の健康意識の高揚を図るため、

引き続き実施してまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、施設の長寿命化を行いながら、市民に憩いの場と交流の場を提供し、健康福祉の増進及び観光産業振興の推進に努めてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、上天草市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者の皆様が住みなれた地域で健康に安心して暮らすことができるよう、各事業を実施してまいります。高齢者を含む地域住民が、生活支援や地域の支え合い活動に取り組む生活支援体制整備事業につきましては、新たに、地域おこし協力隊を活用し、各地域での有償無償のボランティア活動の組織立ち上げの支援を行い、地域住民の方々が地域活動の担い手として活躍できる環境づくりを推進してまいります。

また、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定年度であることから、介護予防日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の結果や、これまでの取り組み実績を踏まえ計画策定に取り組んでまいります。

市内4箇所の老人福祉センターにつきましては、いずれも建築後30年以上経過し、老朽化による修繕等が多くなっていることから、老人福祉センターストックマネジメント計画を作成し、市公共施設総合管理実施計画アクションプランに基づき、施設の長寿命化を行ってまいります。

次に、教育部門でございます。

本市の教育目標である生きる力と上天草を愛する心を持った人づくりを目指し、さまざまな施策に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、施設の適正管理はもとより、上小学校校舎普通教室棟の改築や、中南小学校屋内運動場の改修などを実施し、教育環境の向上を目標に安心安全な学校施設の整備充実に努めてまいります。

また、児童生徒の学習環境の整備につきましては、文部科学省のギガスクール構想の実現に向け、国の補正予算を活用しながら、全教室への高速無線LAN整備や、1人1台タブレットパソコンの配備を進めることとしており、令和2年度は中学校の全生徒に導入を予定しております。さらに、教職員のスキルアップを図るための研修を充実させるとともに、ICT支援員を配置するなど、学力や情報活用能力の向上を目標に、ICT教育に関する事業の充実を図ってまいります。また、支援が必要な児童生徒への対応につきましては、これまでのいじめ問題アドバイザーの設置に加え、自立支援コーディネーターを配置し、さらなる支援の強化を図るとともに、県のスクールソーシャルワーカーや関係機関との連携を密に行い、いじめ問題や不登校、児童生徒の減少、未然防止策に努め、引き続き特別支援学級の設置や就学援助等の支援を行ってまいります。

また、学校運営の充実ににつきましては、学校が抱えるさまざまな課題の解決や、未来を担う子供たちの豊かな成長のため、学校運営協議会を活性化させ、学校と家庭や地域の協働連携により、子供たちの学びを支える教育環境の充実を図ってまいります。

また、地域全体で子供たちの成長を支える地域学校共同活動を推進し、地域と学校の連携協働により地域の教育力の向上を図るとともに、学習支援として地域未来塾を引き続き実施します。

市史編さん事業につきましては、令和2年度において、近世編を除く6編を発刊し、近世編については、令和2年度に資料編、令和4年度に本編を発刊することにより、市民の皆様の財産として後世に継承してまいります。

新大矢野図書館及び天草四郎公園の整備につきましては、令和2年度から建築及び造成外構工事の実施設計を行い、天草四郎公園のがけ地保護等の整備を含めた造成外構工事に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、多くの市民が安心安全にスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供できるよう、大矢野総合スポーツ公園のグラウンド改修や、龍ヶ岳体育館の屋根等改修の実施計画、実施設計などに取り組むとともに、地域スポーツの振興及び各種大会や合宿等の誘致に取り組んでまいります。

最後に、水道部門でございます。

主な事業としましては、大矢野町の中央配水地構築工事、維和地区老朽管布設替え工事、湯島地区導水施設改修工事及び漏水対策工事を実施いたします。また、松島地区老朽管布設設計業務委託、上水道施設等データ整備及び上水道施設の管理システムの更新等をあわせて行うことで、安心安全な水の安定供給に努めてまいります。

以上、今後も、本市が将来にわたって活力ある地域社会として発展し、市民の皆様が安心して暮らすことができるよう、職員一丸となって取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。令和2年2月13日、上天草市長、堀江隆臣。

**○議長（園田 一博君）** これで、施政方針説明は終わりました。

- 
- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第 6  | 承認第 1号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第6号）】 |
| 日程第 7  | 議案第 1号 | 上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について                        |
| 日程第 8  | 議案第 2号 | 上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第 9  | 議案第 3号 | 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第 10 | 議案第 4号 | 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 11 | 議案第 5号 | 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に    |

ついて

- 日程第 1 2 議案第 6 号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 9 号 上天草市阿村地区交流センター条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 上天草市阿村地区交流センターの新設に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 令和 2 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 令和 2 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 令和 2 年度上天草市診療所特別会計予算



- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 令和 2 年度上天草市介護保険特別会計予算  
日程第 3 3 議案第 2 7 号 令和 2 年度上天草市斎場特別会計予算  
日程第 3 4 議案第 2 8 号 令和 2 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算  
日程第 3 5 議案第 2 9 号 令和 2 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 3 6 議案第 3 0 号 令和 2 年度上天草市電気事業特別会計予算  
日程第 3 7 議案第 3 1 号 令和 2 年度上天草市水道事業会計予算  
日程第 3 8 議案第 3 2 号 令和 2 年度上天草市下水道事業会計予算  
日程第 3 9 議案第 3 3 号 令和 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算

**○議長（園田 一博君）** 日程第 6、承認第 1 号から日程第 3 9、議案第 3 3 号までの以上 3 4 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 令和 2 年第 1 回上天草市議会定例会に提案をいたします議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件 1 件、上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてなどの条例議案 1 4 件、令和元年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）などの予算議案 1 9 件、人事案件として上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての同意案件 1 1 件を提出しております。同意案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。

まず、承認第 1 号及び議案第 1 号から議案第 8 号まで 9 件を、総務企画部長。

**○総務企画部長（和田 好正君）** おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。

承認第 1 号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第 1 号、令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明いたします。令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊補正予算書のとおり 1 月 1 7 日付けで専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、上天草市ふるさと応援寄附金の額の増加により、当該寄附金事業に要する予算が不足すること及び上天草市前島観光拠点施設の観光交流活性化施設に係る利用環境向上のための遮光対策を緊急的に行う必要があることから、3 月補正予算の計上を待たずして、事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。

予算書 1 ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ 2 億 4, 480 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 201 億 1, 769 万 8, 000 円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書6ページをごらんください。

80(款)10(項)寄附金40(目)総務費寄附金1億9,000万円の増額は、上天草市ふるさと応援寄附金の増額によるものでございます。

85(款)繰入金15(項)基金繰入金10(目)財政調整基金繰入金5,480万円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

予算書7ページをごらんください。

15(款)総務費10(項)総務管理費15(目)財産管理費は、5,100万円の増額でございます。内訳といたしまして、ふるさとチョイス等を利用して寄附をされた方への返礼品に係る費用3,300万円、ふるさとチョイスを利用した方のクレジット決済に係る手数料等400万円、さとふるを利用して寄附された方への返礼品等を含めた委託料1,400万円を増額するものでございます。

40(款)商工費10(項)商工費15(目)商工振興費は380万円の増額でございます。内訳といたしまして、上天草市前島観光拠点施設の観光交流活性化施設において、利用環境向上のための遮光対策として、ロールスクリーンの購入費用380万円を増額するものでございます。

70(款)諸支出金20(項)基金費97(目)ふるさと応援基金費は1億9,000万円の増額でございます。内訳といたしまして、上天草市へ寄附をいただいた寄附金1億9,000万円をふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第1号、令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号、上天草市長等の損害賠償責任の一部の免責にかかる条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものでございます。

内容といたしましては、第1条において、本条例の趣旨を定め、第2条において、市長、副市長、教育長、監査委員等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの市に対する損害を賠償する責任について、その賠償を免れる額を定めるものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第2号、上天草市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正等に伴い、上天草市監査委員条例のほか2本の条例の規定を整理するものでございます。

内容といたしまして、第1条、上天草市監査委員条例、第2条、上天草市病院事業の設置等に関する条例及び第3条、上天草市下水道事業の設置等に関する条例の規定において任用している地方自治法の規定の条番号が改正されたことなどに伴い、関係規定を整理するものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。ただし、第1条中上天草市監査委員条例第8条の改正規定及び第2条中上天草市病院事業の設置等に関する条例第5条の改正規定は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行により地方自治法の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。あわせて説明資料4ページをお願いいたします。

議案第3号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、令和2年度における政策推進体制の強化、並びに重要プロジェクト合併特例債の延長を受けた各事業及び地方創生に係る各事業を推進する必要があることから、現行の総務企画部を内部管理業務を主体とした総務部と、政策推進業務を主体とした企画政策部とに再編するため、上天草市行政組織条例のほか10本の条例の規定を整備するものでございます。

内容としましては、本則の上天草市行政組織条例第1条において、市長の権限に属する事務を分掌させるために設ける部のうち、総務企画部を総務部と企画政策部に再編することとし、第2条において再編後の総務部及び企画政策部の事務分掌を定めるものでございます。附則においては、本則の上天草市行政組織条例第1条の改正規定による組織再編に伴い、上天草市表彰条例ほか9本の条例の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、原課の行政課題に対して的確に対応し、着実な成果重視の行政を推進することを目的として行政組織を改編するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。あわせて説明資料の16ページをお願いいたします。

議案第4号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、上天草市特別職報酬等審議会からの特別職の報酬等の額及び期

末手当の支給月数に係る答申を踏まえ、上天草市長等の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

内容といたしましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、県内14市のうち12市が国の特別職に準じた3.35月となっていることから、その均衡を図るため、市民の視点や本市の財政状況等を考慮し、前回の平成30年度の引き上げと同様に0.3月引き上げ、支給月数を3.2月とすることが適当であるとの特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を100分の145から100分の160に引き上げるものでございます。なお、給料月額については、現行の額が妥当であるとの答申を踏まえ据え置くこととしております。また、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、上天草市特別職報酬等審議会からの特別職の報酬等の額及び期末手当の支給月数に係る答申を踏まえ、上天草市長等の期末手当の支給割合を改める必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。あわせて説明資料17ページをお願いいたします。

議案第5号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、パートタイム会計年度任用職員に係る時間外勤務報酬の支給について、当該職員の勤務形態に応じて、より適切に行えるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしまして、時間外勤務報酬の支給割合等について、第4条第2項においては、正規の勤務時間が割り振られた日に、時間外勤務を行った場合を、同条第3項においては、正規の勤務時間が割り振られた日以外の日時間に時間外勤務を行った場合を、同条第4項においては、週休日の振り替えにより、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合を、同条第5項においては、1カ月の時間外勤務時間が60時間を超えた場合をそれぞれ規定しております。

また、同条第6項においては、1カ月の時間外勤務時間が60時間を超え、時間外勤務代休時間が指定された場合において、60時間を超えた時間外勤務のうち、時間外勤務代休時間が指定された時間外勤務時間に対しては、60時間超に伴う引き上げの分の時間外勤務報酬の支給を要しないことを規定しております。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、パートタイム会計年度任用職員に係る時間外勤務報酬の支給について、当該職員の勤務形態に応じて、より適切に行えるようにするため関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案書13ページをお願いいたします。あわせて説明資料21ページをお願いいたします。

議案第6号、上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、物揚場造成事業を実施するために設置している物揚場造成事業特別会計について、令和元年度で市債の償還が完了し、その目的を達成することに伴い、同会計を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、条例第1条第6号に定める物揚場造成事業特別会計の設置規定を削除するものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしています。

提案理由といたしましては、物揚場造成事業を実施するために設置している物揚場造成事業特別会計について、令和元年度で市債の償還が完了し、その目的を達成することに伴い、同会計を廃止するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。あわせて説明資料22ページをお願いいたします。

議案第7号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことなどに伴い、手数料条例において、それぞれの法律に基づいた事務に係る手数料について、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、新たに制度化された住民票の除票の写し等及び戸籍の除票の写しの交付に係る手数料について、住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付手数料と同額の1通300円とする規定を設けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、制度が廃止されることとなった個人番号通知カードの再交付に係る手数料の規定を削るものでございます。また、これらの改正にあわせて、形式的な規定の整備を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしておりますが、個人番号通知カードの再交付手数料の規定を削る改正規定につきましては、法律の施行日とこの条例の交付の関係上、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに、行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日、または、この条例の公布の日のいずれかの遅い日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向

上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある場合がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書18ページをお願いいたします。

議案第8号、上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。この条例における検討委員会は、旧松島町が策定した前島地区総合開発事業構想の見直し及び旧国民宿舎跡地の市有地の有効活用等に関し、調査審議を行うために設置しておりましたが、前島観光拠点施設の供用開始に伴い、当該委員会の設置を要しなくなったことから、設置条例を廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市前島観光拠点施設の供用開始を持って、上天草市前島地区市有地開発検討委員会の設置を要しなくなったことから、上天草市前島地区市有地開発検討委員会設置条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

---

再開 午前11時14分

**○議長（園田 一博君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第9号から議案第11号まで3件を、市民生活部長。

**○市民生活部長（宇藤 竜一君）** よろしく願いいたします。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第9号、上天草市阿村地区交流センター条例の制定について御説明いたします。この条例は、市民の地域交流の推進、地域活動の活性化等を図り、もって市民の福祉の増進に資するため、上天草市阿村地区交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、この条例は、令和2年8月3日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市阿村地区交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。あわせて説明資料27ページをお願いいたします。

議案第10号、上天草市阿村地区交流センターの新設に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。この条例は、上天草市阿村地区交流センターの新設に伴い、阿村出張所及び阿村公民館の位置を変更するため、関係条例の規定を整備するものでございます。なお、この条例は、令和2年8月3日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市阿村地区交流センターの新設に伴い、関係条例を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。あわせて説明資料29ページをお願いいたします。

議案第11号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、印鑑登録の資格の要件に係る規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、成年被後見人であっても、意思能力を有する者は、印鑑登録を行うことができるものとしてございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、印鑑登録の資格の要件に係る規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第12号を建設部長。

**○建設部長（小西 裕彰君）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。あわせて説明資料29ページをお願いいたします。

議案第12号、上天草市上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、民法及び開示事件手続法の一部を改正する法律の施行による民法の一部を改正及び、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅法で定める不正行為により、公営住宅に入居している者に対して行う明け渡し請求の利息の利率が改められましたため、条例に定める当該利率を改めるものでございます。

内容といたしましては、条例第57条第3項に定める不正行為により、公営住宅に入居しているものに対して行う明け渡し請求の利息の利率を引き下げるとともに、金利の変動に合わせた変動制とするため、年5%から法定利率に改めるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行しますが、第57条第3項の改定規定は、民法改正の施行日に合わせて、令和2年4

月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、民法及び開示事件手続法の一部を改正する法律の施行による民法の一部改正及び、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第13号及び議案第14号を、水道局長。

**○水道局長（山本 一洋君）** よろしく願いいたします。

議案書27ページをお願いいたします。あわせて説明資料35ページをお願いいたします。

議案第13号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市簡易水道事業統合計画書に基づき、湯島簡易水道事業を上水道事業に統合することにより、経営の効率化等を図るとともに、安定した事業経営を行うため及び地方自治法等の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるものでございます。

内容としましては、湯島簡易水道事業の給水区域、給水人口等に係る規定を削ることなどでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上水道事業及び簡易水道事業を一元化することにより、経営の効率化等を図るとともに、安定した事業運営を行うため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。あわせて説明資料の38ページをお願いいたします。

議案第14号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行による水道法施行令の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容としましては、この条例が引用している水道法施行令の規定の条番号が改正されたことに伴い、当該条例の条番号を改めるものでございます。また、所要の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行による水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第15号を、総務企画部長。



○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。

議案書 31 ページをお願ひいたします。

議案第 10 号、令和元年度（平成 31 年度）上天草市一般会計補正予算（第 7 号）について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100 万円以下の補正及び職員給与等の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。また、歳入歳出予算のうち、実績に合わせた扶助費及び負担金の減額につきましても、説明を省略させていただきます。

予算書 1 ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ 3 億 8,571 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 197 億 3,197 万 9,000 円とするものでございます。

6 ページをごらんください。

第 2 表の繰越明許費の補正は、15（款）総務費 10（項）総務管理費、阿村出張所改修事業ほか 32 件、合計 10 億 1,776 万 6,000 円を令和 2 年度へ繰り越して事業を実施可能とするものでございます。

8 ページをごらんください。

第 3 表の債務負担行為の補正は、議会広報印刷製本費のほか 49 件の債務負担行為の限度額を 3 億 6,166 万 7,000 円とするものでございます。

11 ページをごらんください。

第 4 表の地方債の補正は、災害復旧事業債を 1,560 万円減額するなど起債限度額の合計を 20 億 8,330 万 8,000 円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

14 ページをごらんください。

45（款）地方交付税 10（項）地方交付税は 3 億 9,540 万 1,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、10（目）地方交付税において、普通交付税の交付決定により、3 億 9,540 万 1,000 円を減額するものでございます。

55（款）分担金及び負担金 10（項）分担金は 271 万 7,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、15（目）農林水産業費分担金において、単県治山事業の実績見込みにより 174 万 7,000 円を減額するものなどでございます。

55（款）分担金及び負担金 15（項）負担金は 2,847 万 5,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、15（目）民生費負担金において私立保育所保育料の実績見込みにより 2,847 万 5,000 円を減額するものでございます。

60（款）使用料及び手数料 10（項）使用料は 576 万 4,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、15（目）民生使用料において公立保育所等使用料の実績見込みにより 576 万 4,000 円を減額するものでございます。

65（款）国庫支出金 10（項）国庫負担金は 2,840 万円の減額でございます。主なものとい

たしまして、10（目）民生費国庫負担金において、子ども子育て支援臨時交付金の交付決定により622万3,000円を増額する一方、15ページをごらんください。国民健康保険基盤安定負担金のうち、保険者支援分297万4,000円を実績見込みにより減額するものなどがございます。

65（款）国庫支出金15（項）国庫補助金は、112万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）総務費国庫補助金において、地方創生推進交付金に係る対象事業の実績見込みにより428万5,000円、無線システム普及支援事業費等補助金の交付決定により760万円を減額するものなどがございます。

15（目）民生費国庫補助金において、給付見込み額の減少に伴い、子ども子育て支援交付金262万8,000円、保育対策総合支援事業補助金1,100万6,000円を減額するものなどがございます。

30（目）土木費国庫補助金において、上天草港江樋戸港区改修事業400万円、空き家再生等推進事業補助金250万円、住宅改修事業補助金247万5,000円を社交金の交付決定に伴い減額するとともに、16ページをごらんください。実績見込みによりアスベスト改修事業100万円、がけ地近接等危険住宅移転事業256万2,000円の社交金を減額するものなどがございます。

40（目）教育費国庫補助金において、国の補正予算に伴い、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2,546万1,000円を増額し、また、中南小学校屋内運動場改修事業を、学校施設環境改善交付金の採択を受け、2,139万1,000円を新たに計上するものなどがございます。

17ページをごらんください。

65（款）国庫補助金20（項）委託金は424万7,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）総務費委託金において参議院議員選挙の実績により424万3,000円を減額するものなどがございます。

70（款）県支出金10（項）県負担金は2,417万8,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）民生費県負担金において、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定により1,216万7,000円、後期高齢者保健基盤安定負担金の交付決定により238万7,000円を減額するものなどがございます。

25（目）災害復旧費県負担金において、災害査定により農地等災害復旧事業費が確定したことから、316万円を減額するものがございます。

18ページをごらんください。

70（款）県支出金15（項）県補助金は1億2,335万1,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10（目）総務費県補助金において、熊本県生活交通維持活性化総合交付金の実績見込みにより166万8,000円を減額するものなどがございます。

15（目）民生費県補助金において、保育体制強化事業の実績見込みに伴い223万2,000円を増額する一方、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,420万2,000円、熊本県施設開設準備経費助成金助成特別対策事業補助金1,440万円、放課後児童健全育成事業補助金106万1,000円を実績見込み等により減額するものなどがございます。

25（目）農林水産業費県補助金において、19ページをごらんください。耕作放棄地解消

事業、耕作放棄地有効利活用事業補助金157万8,000円、単県治山事業補助金1,010万円を実績見込み等により減額するものなどでございます。

30(目) 商工費県補助金において、熊本地震復興基金交付金事業の歳出の減額に伴い、1,991万円を減額するものなどでございます。

35(目) 土木費県補助金において、熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、熊本地震復興基金128万1,000円を実績見込みにより減額するものなどでございます。

45(目) 教育費県補助金において、地域学校共同活動推進費補助事業補助金215万8,000円を実績見込みにより減額するものなどでございます。

20ページをごらんください。

70(款) 県支出金20(項) 委託金は1,250万4,000円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目) 総務費委託金において県議会議員選挙委託金1,222万6,000円を実績により減額するものなどでございます。

85(款) 繰入金15(項) 基金繰入金は1億1,366万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目) 財政調整基金繰入金において、歳入予算の減額に伴い不足する財源を補う必要があることから、1億2,215万5,000円を増額するものなどでございます。

25(目) まちづくり事業推進基金繰入金において、まちづくり事業推進助成金の実績見込みにより830万円減額するものなどでございます。

21ページをごらんください。

95(款) 諸収入35(項) 雑入は614万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、受給要件の変更による生活保護費返還金419万9,000円、岩谷地区急傾斜地崩壊対策事業の県工事負担金返納金332万2,000円を計上するものなどでございます。

99(款) 10(項) 市債は1億2,010万円の増額でございます。主なものといたしまして、50(目) 災害復旧事業債において、災害査定により事業費が確定したことから、1,560万円を減額するものなどでございます。55(目) 過疎対策事業債において充当事業の実績等により2,880万円を減額するものなどでございます。

22ページをごらんください。

75(目) 合併特例債において、中南小学校屋内運動場改修事業1億2,230万円、国の補正予算に伴い、小中学校の学校施設無線LAN環境整備事業2,280万円などを計上する一方、市道改良事業の実績により4,180万円を減額するものなどでございます。

95(目) 緊急防災減災事業債において、充当事業の実績等により550万円を減額するものなどでございます。

22ページをごらんください。

99(目) 緊急自然災害防止対策事業債において充当事業の実績等により450万円を減額するものなどでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

25ページをごらんください。

15(款)総務費10(項)総務管理費は8,275万6,000円の減額でございます。主なものとして、30(目)財産管理費1,963万4,000円の減額は、災害集団移転地財産処分事業において、対象者351人のうち、払い下げ希望届を提出し、不動産鑑定評価を希望された方が25人となったことから、災害集団移転地財産処分不動産鑑定委託料1,724万5,000円を減額するものなどでございます。

28ページをごらんください。

45(目)企画費1,808万1,000円の減額は、移住促進事業において、食のグランプリ空き家改修補助金の申請者がいなかったことから500万円、上天草高校支援事業において国公立大学入学祝金の申請実績により109万6,000円、公共交通等対策事業において瀬高地区に乗り合いタクシーの導入を検討していましたが、住民との協議の結果、引き続き路線バスへの対応となったことなどから、乗り合いタクシー運行補助金713万1,000円を減額するものなどでございます。

29ページをごらんください。

55(目)支所及び出張所費463万1,000円の減額は、旧姫戸地域振興センター解体工事実施設計委託料の事業費確定により253万円を減額するものなどでございます。

70(目)電子計算費1,924万7,000円の減額は、情報系、基幹系、それぞれのシステム事務事業において、プリンターを同一機種にしたことなどから、消耗品401万5,000円、公衆無線LAN環境整備事業の実績費確定により、公衆無線LAN環境整備委託料1,140万2,000円、総合行政システム端末機器等機器リース料を実績により189万2,000円を減額するものなどでございます。

30ページをごらんください。

75(目)地域づくり推進事業費833万円の減額は、まちづくり事業推進助成金の申請実績により800万円を減額するものなどでございます。

33ページをごらんください。

20(款)民生費10(項)社会福祉費は1億4,571万1,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)社会福祉総務費4,492万6,000円の減額は、国民健康保険基盤安定繰出金などの確定に伴い、国保会計保険基盤安定繰出金2,018万8,000円、国保会計財政安定化支援繰出金583万8,000円、国保特別会計事務費繰出金1,109万2,000円、介護保険特別会計の減額補正に伴い、介護保険特別会計繰出金436万9,000円を減額するものなどでございます。

34ページをごらんください。

25(目)老人福祉費7,034万3,000円の減額は、上天草市介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,420万2,000円、上天草市介護施設開設準備経費助成事業補助金1,440万円を実績見込みにより減額するものなどでございます。

40(目)後期高齢者医療費318万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金を減額するものなどでございます。

35ページをごらんください。

20(款)民生費15(項)児童福祉費は6,699万3,000円の減額でございます。15(目)児童措置費3,848万3,000円の減額は、放課後児童クラブ事業委託料645万6,000円、広域利用施設型給付費400万円、開所時間延長促進事業補助金236万4,000円、保育補助者雇い上げ強化事業補助金844万円、障害児保育補助金267万9,000円、私立保育園施設型給付費1,000万円を実績見込みにより減額するものなどでございます。

37ページをごらんください。

25(款)衛生費10(項)保健衛生費は834万8,000円の減額でございます。主なものといたしまして、30(目)環境衛生費184万8,000円の減額は、自動車騒音常時監視業務委託料の事業費確定により136万8,000円を減額するものなどでございます。

25(款)衛生費15(項)清掃費は260万円の減額でございます。主なものといたしまして、10(目)清掃総務費260万円の減額は、ゴミ袋購入の入札結果により消耗品費117万8,000円を減額するものなどでございます。

38ページ及び39ページをごらんください。

25(款)農林水産費10(項)農業費は1,559万円の減額でございます。主なものといたしまして、20(目)農業振興費1,149万9,000円の減額は、内野河内地区に予定していた地域おこし協力隊1名の任用がなかったことから、地域おこし協力隊員報償費199万2,000円、活動助成金200万円、耕作放棄地解消事業において申請予定地が対象外の農地であったため、耕作放棄地解消事業補助金157万8,000円、環境保全型農業直接支援事業において、営農計画に基づき事業計画を変更したことから、取り組み面積が減少したことから、107万6,000円を減額するものなどでございます。

30(目)農地費102万1,000円の減額は、日本型直接支援支払い事業において事業計画の変更に伴い、取り組み面積が減少したことから、102万1,000円を減額するものでございます。

35(款)農林水産業費15(項)林業費は1,801万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、15(目)林業振興費1,801万9,000円の減額は、単県治山事業において単県治山事業測量設計業務委託料の事業費確定により231万3,000円、合津字雀島地区において、前年度に前倒しで事業を実施したことから345万円、大道字城地区においては、不採択となったことから、1,170万円を減額するものなどでございます。

40ページをごらんください。

40(款)商工費10(項)商工費は4,552万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15(目)商工振興費391万1,000円の減額は、2号橋商店街地域で活動する地域おこし協力隊の活動実績見込みにより、地域おこし協力隊員活動報償費182万6,000円、活動助成金183万3,000円を減額するものでございます。

41ページをごらんください。

20(目)観光費4,121万8,000円の減額は、天草五橋祭補助金170万6,000円、天草四郎観光協会補助金323万1,000円、天草四郎ミュージアム特別会計繰出金3,193万1,000円を実績見込みによ

り減額するものなどがございます。

４５（款）土木費１５（項）道路橋梁費は、４,１５２万２,０００円の減額でございます。主なものといたしまして、１０（目）道路維持費２０７万２,０００円の減額は、市道維持工事測量設計委託料の事業費確定により２００万円を減額するものなどがございます。

１５（目）道路新設改良費４,１４５万円の減額は、国補正により県道松島馬場線改良事業を熊本県が前倒して実施することから、国県道路改築整備工事負担金２７９万円を増額する一方、市道永浦２号線道路改良工事社交付金の実績見込みにより４,４００万円を減額するものなどがございます。

４２ページをごらんください。

２０（目）橋梁維持費２００万円の増額は、道路橋梁維持工事業において補助事業費の配分見直しにより事業の進捗を図るため、野釜大橋補修事業工事費社交金２００万円を増額するものがございます。

４５（款）土木費２０（項）河川費は１,８５０万円の増額でございます。内訳といたしまして、１０（目）河川管理費１,８５０万円の増額は、国補正による県の急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴い、尾越崎地区及び国迫地区における急傾斜地崩壊対策事業負担金１,７００万円、同じく国補正により大桜海岸堤防補強工事の事業費を増額して実施することになったことから、大桜海岸堤防補強工事負担金１５０万円を増額するものがございます。

４５（款）土木費２５（項）港湾費は１,０６７万９,０００円の減額でございます。主なものといたしまして、１５（目）港湾建設費１,０６７万９,０００円の減額は、上天草港江樋戸港区改修工事の事業費確定により９８０万７,０００円を減額するものなどがございます。

４５（款）土木費３０（項）都市計画費は、２,８２４万６,０００円の減額でございます。主なものといたしまして、１０（目）都市計画総務費２,８２４万６,０００円の減額は、特定空き家解体事業において、熊本県解体工事業組合の解体ボランティアを活用できたことから１４０万円、上天草市供用基盤地図データ作業業務委託料の事業費確定により７９０万２,０００円、４３ページをごらんください。上天草市民間建築物アスベスト緊急改修促進事業補助金２００万円、戸建て木造住宅耐震化支援事業補助金４２０万円、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金１２０万円、老朽危険家屋等除去促進事業補助金５００万円、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金５１２万５,０００円を実績見込みにより減額するものなどがございます。

４５（款）土木費３５（項）住宅費は５８２万８,０００円の減額でございます。主なものといたしまして、１５（目）住宅建設費５８２万８,０００円の減額は、住宅建設事業において、市営住宅改修工事の事業費確定により４９４万９,０００円を減額するものなどがございます。

５０（款）商工費１０（項）消防費は５６９万２,０００円の減額でございます。主なものといたしまして、１５（目）非常備消防費１９３万円の減額は、退団者功労金１３６万９,０００円を実績により減額するものなどがございます。２０（目）消防施設費２１４万３,０００円の減額は、消防小型ポンプ付積載車１９６万８,０００円を実績により減額するものなどがございます。

４４ページをごらんください。

55(款)教育費15(項)小学校費は1億6,345万6,000円の増額でございます。主なものとして、10(目)学校管理費1億3,629万7,000円の増額は、スクールバス運行業務委託料1,488万8,000円、中南小学校屋内運動場屋根改修工事実施設計委託料451万6,000円、学校施設長寿命化計画、個別施設計画策定業務委託料171万4,000円、教良木小学校校舎屋根漏水調査及び改修設計業務委託料140万2,000円を事業費確定により減額する一方、45ページをごらんください。中南小学校屋内運動場改修事業において、学校施設環境改善交付金の交付決定に伴い、中南小学校屋内運動場大規模改修工事監理業務委託料470万円、中南小学校屋内運動場大規模改修工事1億5,000万円、登立小学校消火栓配管改修工事において、漏水に伴う改修に450万円を増額するものなどがございます。

15(目)教育振興費2,715万9,000円の増額は、小学校IT教育推進事業において、国補正により事業を前倒して実施することから、小学校ギガスクール構想ネットワーク整備委託料3,453万1,000円、タブレット端末リース料473万1,000円を増額する一方、タブレットPC等リース料について、事業費確定により1,096万3,000円を減額するものなどがございます。

55(款)教育費20(項)中学校費は1,435万8,000円の増額でございます。主なものとして、10(目)学校管理費823万8,000円の減額は、学校施設長寿命化計画個別施設計画策定業務委託料503万1,000円、屋内運動場非構造部材落下防止工事249万9,000円を事業費確定に減額するものなどがございます。

49ページをごらんください。

15(目)教育振興費2,259万6,000円の増額は、中学校IT教育推進事業において、国補正により前倒して実施することにより、中学校ギガスクール構想ネットワーク整備委託料1,639万4,000円、タブレット端末リース料372万7,000円、タブレットソフトウェア等リース料476万円を増額するものなどがございます。

55(款)教育費25(項)社会教育費は、4,107万5,000円の減額でございます。主なものとして、10(目)社会教育総務費4,056万4,000円の減額は、市史編さん事業において、市史編さん委員による資料収集や聞き取りに係る調査回数が増加したことに伴い、市史編さん調査謝礼を124万円増額する一方、資料の調査点数が大幅に増加したことで、原稿執筆に多くの日数を要していることから、市史編さんの刊行スケジュールを見直すこととしたため、執筆原稿料745万1,000円、47ページをごらんください。市史編さん刊行委託料3,027万2,000円を減額するものなどがございます。

48ページをごらんください。

60(款)災害復旧費10(項)農林水産施設災害復旧費は827万2,000円の減額でございます。主なものとして、15(目)農業用施設等災害復旧費795万2,000円の減額は、大矢野町維和下山地区畑災害復旧工事において、災害査定による事業費が確定したため413万2,000円、大矢野町上賤の女地区畑災害復旧工事において、耕作地への支障がないと判断され、補助事業の要件に該当しなかったことから、108万2,000円を減額するものなどがございます。

49ページをごらんください。

60(款) 災害復旧費15(項) 公共土木施設災害復旧費は200万円の減額でございます。内訳といたしまして、10(目) 道路災害復旧費200万円の減額は、市道下老岳2号線道路災害復旧事業調査解析業務委託料の事業費確定による減額でございます。

65(款) 10(項) 公債費は761万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15(目) 利子671万9,000円の減額は、起債充当事業の繰り越しにより、繰入額が減少したことにより減額するものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第16号から議案第18号まで3件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(坂田 結二君) よろしく願いいたします。

議案書32ページをお願いいたします。

議案第16号、令和元年度(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の50ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3,730万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を51億4,140万5,000円とするものでございます。

53ページをごらんください。

第2表の繰越明許費は、10(款) 総務費10(項) 総務管理費、国民健康保険システム改修事業330万円を令和2年度へ繰り越して事業を実施可能とするものでございます。

54ページをごらんください。

表3表の債務負担行為は、生活習慣病検診委託料のほか3件の債務負担行為の限度額を2,580万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて説明いたします。

57ページをごらんください。

55(款) 繰入金15(項) 他会計繰入金は3,711万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、法定分一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金と財政安定支援繰入金等の額が決定したことにより、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

58ページをごらんください。

16(款) 国民健康保険事業費納付金10(項) 医療給付費分3,694万5,000円の減額は、熊本



県への事業費納付金の額が決定したことにより減額するものでございます。

59ページをごらんください。

35(款)保健事業費15(項)健康保持増進事業費587万円の減額は、健康審査費の事業実施に伴う不用見込み額を減額するものなどでございます。

55(款)10(項)予備費569万9,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

議案第17号、令和元年度(平成31年度)上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の60ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

63ページをごらんください。

第2表の債務負担行為は僻地医療支援病院医師派遣委託料のほか3件の債務負担行為の限度額を403万2,000円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

66ページをごらんください。

10(款)総務費10(項)総務管理費166万3,000円の減額は、派遣医師異動により職員手当等の人件費を減額する一方、需用費を増額するものでございます。

20(款)10(項)予備費166万3,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)診療所特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書34ページをお願いいたします。

議案第18号、令和元年度(平成31年度)上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の67ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ6,653万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億5,825万5,000円とするものでございます。

70ページをごらんください。

第2表の債務負担行為の補正は、地域包括ケアシステム保守料のほか8件の債務負担行為の限度額を1,537万4,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

68ページをごらんください。

10(款)保険料2,011万8,000円の増額は、第1号被保険者保険料の実績見込みにより増額するものでございます。

20(款)国庫支出金502万6,000円、25(款)支払い基金交付金3,506万7,000円、30(款)県支出金1,400万6,000円の減額につきましては、介護給付費と地域支援事業費の給付見込み額の減少に伴う国県負担金、支払基金交付金の実績見込みにより減額するものでございます。

45(款)繰入金3,255万6,000円の減額は、認定調査及び地域包括支援センター運営費等に係る事務費繰入金並びに介護給付費準備基金繰入金の減少見込みに伴い減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出の款の合計額については、69ページをごらんください。10(款)総務費は402万5,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、75ページをごらんください。

システム改修費の実績見込みにより、10(項)総務管理費9,000円を増額する一方、20(項)介護認定審査会費327万1,000円、35(項)地域包括支援センター運営事業費76万3,000円をそれぞれ減額するものなどでございます。15(款)保険給付費は3,440万4,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、75ページから76ページをごらんください。

介護給付費等の実績見込みにより、15(項)介護予防サービス等諸費384万9,000円、20(項)その他諸費27万3,000円、25(項)高額介護サービス費553万7,000円をそれぞれ増額する一方、10(項)介護サービス等諸費3,778万6,000円、77ページをごらんください。30(項)特定入所者介護サービス等費627万7,000円を減額するものなどでございます。

35(款)諸支出金は80万円の減額でございます。内訳といたしまして、10(項)償還金及び還付加算金において過年度納付分の介護保険料還付金の実績見込みにより80万円を減額するものでございます。

45(款)地域支援事業費は2,730万8,000円の減額でございます。主なものといたしまして、地域支援事業費の実績見込みにより、10(項)介護予防生活支援サービス事業費1,787万6,000円、78ページをごらんください。15(項)包括的支援事業任意事業費943万2,000円をそれぞれ減額するものなどでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** ここで、昼食のため休憩します。なお、再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時03分

---

再開 午後 1時00分

**○議長（園田 一博君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第19号を、市民生活部長。

**○市民生活部長（宇藤 竜一君）** よろしく願いいたします。

議案書35ページをお願いいたします。

議案第19号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の80ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億5,041万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億6,739万円とするものでございます。

83ページをごらんください。

第2表の債務負担行為の補正は、斎場残骨灰排出処分業務委託料のほか1件の債務負担行為の限度額を28万6,000円とするものでございます。

84ページをごらんください。

第3表の地方債の補正は、合併特例債を1億4,460万円減額し、限度額を2億3,560万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

87ページをごらんください。

10（款）使用料及び手数料10（項）使用料214万4,000円の減額は、斎場の大規模改修工事により、73日間の休業が生じたことに伴う斎場使用料の減によるものでございます。

20（款）繰入金10（項）一般繰入金365万3,000円の減額は、斎場総務管理費等の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

35（款）市債10（項）市債1億4,460万円の減額は、斎場改修工事費等の減額補正に伴い、財源としていた合併特例債を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

88ページをごらんください。

10(款)総務費10(項)総務管理費1億5,039万7,000円の減額は、改修工事に伴い、休業期間の発生で不要となった燃料費104万6,000円、斎場大規模改修工事監理業務委託料については、入札の結果生じた不用額215万8,000円、斎場大規模改修工事については、実施見込みにより工事請負費1億4,719万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市斎場特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第20号を、経済振興部長。

**○経済振興部長(井手口 隆光君)** よろしく願います。

議案書36ページをお願いいたします。

議案第20号、令和元年度(平成31年度)上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の89ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,958万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,856万1,000円とするものでございます。

94ページをごらんください。

歳入の主なものといたしまして、10(款)事業収入765万1,000円の減額は、入館料の実績見込みによる減額分を計上するものでございます。

35(款)繰入金3,193万1,000円の減額は、映像コンテンツ更新に係る熊本地震復興基金交付金を含む一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

95ページをごらんください。

15(款)施設費10(項)施設整備費3,958万2,000円の減額は、ミュージアムの映像コンテンツの更新について検討を進めてまいりましたが、事業者の選定や撮影期間等に相当の期間が必要であるため、今年度内での事業完了が見込めないと判断し、来年度に事業を実施することとしたことから減額するものでございます。

以上が、令和元年度(平成31年度)上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第21号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） どうぞよろしく願いいたします。

議案書37ページをお願いいたします。

議案第21号、令和元年度（平成31年度）上天草市後期高齢医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の96ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ318万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8,372万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

101ページをごらんください。

25（款）繰入金318万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

102ページをごらんください。

15（款）後期高齢者医療広域連合納付金318万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、広域連合保険基盤安定負担金を減額するものでございます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第22号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく願いします。

議案書38ページをお願いいたします。

議案第22号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を300万3,000円減額し、2億7,013万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、4ページをごらんください。

1（款）下水道事業費用1（項）営業費用3（目）処理場費において、光熱費等181万1,000円、4（目）総係費において、職員手当等人件費等119万2,000円を減額するものでございます。2ページ戻りまして、第3条、予算第4条に定めた資本的支出予定額を89万円減額するものでございます。詳細につきましては、5ページをごらんください。

1（款）資本的支出3（項）企業債償還金1（目）企業債償還金において、89万円を減額するものでございます。なお、1（項）建設改良費1（目）管路施設建設改良費を1万8,000円減額し、2（目）処理場建設改良費を1万8,000円増額していますが、これは、今年度実施予定の事業費の組み替えによるものです。

また、2ページに戻りまして、第3条、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,784万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額718万1,000円、当年度分損益勘定留保資金8,309万3,000円及び当年度未処分利益剰余金処分額4,754万円を補填するものとするに改めます。

続きまして、第4条、予算第8条に定めた経費、職員給与を111万2,000円減額し、1,528万円とするものでございます。第5条、利益剰余金の処分につきまして、予算第11条として追加し、当年度未処分利益剰余金4,754万円を、資本的収支不足額に対する補填財源として処分することと定めます。

以上が、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これは、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第23号を、総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願いいたします。

議案書39ページをお願いいたします。

議案第23号、令和2年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

別冊予算書1ページをごらんください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億1,995万8,000円と定めるものでございます。

7ページをごらんください。

第2表の債務負担行為については、上小学校教室棟改築工事に係る令和2年度から令和3年度までの限度額を8億円とし、年度別の限度額を定めるものでございます。

8ページをごらんください。

第3表の地方債については、起債の限度額の総額を23億773万7,000円とし、利率、借入先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをごらんください。

10（款）市税は23億4,260万8,000円で前年度比513万4,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、入湯税の増額等によるものでございます。

25(款) 地方消費税交付金は、消費税率引き上げに伴う増税分を勘案し、6億5,915万1,000円を計上しており、前年度比1億4,818万1,000円の増額でございます。なお、消費税率引き上げに伴う増額分につきましては、引き続き、社会保障関係費に充当することとしております。

45(款) 地方交付税は74億1,500万円で前年度比3億8,500万円の減額でございます。こちらは、普通交付税の減額によるものでございます。

65(款) 国庫支出金は19億838万1,000円で、公衆無線LAN環境整備事業が完了したことに伴う無線システム普及支援事業費等補助金の減等により、前年度比6,868万6,000円の減額でございます。

70(款) 県支出金は13億8,699万6,000円で、水産物供給基盤機能保全事業に伴う補助金の増等により、前年度比6,968万8,000円の増額でございます。

80(款) 寄附金は6億50万円で、ふるさと応援寄附金の増により前年度比1億円の増額でございます。

85(款) 繰入金は10億831万円で前年度比8,448万2,000円の減額でございます。これは、財政調整基金繰入金の減額によるものでございます。

99(款) 市債は23億773万7,000円で前年度比4億8,184万7,000円の増額でございます。主な要因といたしまして、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修事業及び上小学校教室棟改築事業の増によるものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

11ページをごらんください。

10(款) 議会費は1億5,265万9,000円で前年度比234万3,000円の増額でございます。主なものといたしまして、議員控室間仕切り設置等に係る修繕費145万2,000円等を計上しているところでございます。

15(款) 総務費は21億7,249万5,000円で前年度比1億7,350万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、ふるさと納税事務事業委託料1億9,110万円、行政区長業務委託料5,745万3,000円、災害集団移転地売り払いに伴う財産処分に係る補助金返還金3,601万3,000円等を計上しているところでございます。

20(款) 民生費は、55億4,148万8,000円で前年度比2,191万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、私立保育園施設型給付費9億8,156万円、介護給付費等7億7,848万8,000円、児童手当3億2,742万5,000円等を計上しているところでございます。

25(款) 衛生費は16億9,749万5,000円で前年度比5,019万2,000円の増額でございます。主なものといたしまして、公的病院等運営費補助金9,141万6,000円、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億763万5,000円、天草広域連合衛生費負担金3億2,470万2,000円を計上しているところでございます。

35(款) 農林水産業費は9億7,320万6,000円で前年度比7,908万円の増額でございます。主なものといたしまして、牟田漁港1号防波堤機能保全工事1億円、小屋河内漁港小屋河内栈橋機

能保全工事6,600万円、鷺浦漁港2号防波堤機能保全工事5,350万円等を計上しているところでございます。

40(款)商工費は3億9,815万7,000円で前年度比2億115万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、天草四郎観光協会補助金3,368万5,000円、観光施設の修繕費1,245万4,000円、観光ブランディング推進業務委託料1,028万5,000円等を計上しているところでございます。

45(款)土木費は10億8,603万5,000円で前年度比1億8,018万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、古野賤の女線道路改良工事6,500万円、急傾斜地崩壊対策事業負担金3,866万7,000円、市道舗装工事1億円等を計上しているところでございます。

50(款)消防費は6億5,869万8,000円で前年度比4億9,564万8,000円の減額でございます。主なものといたしまして、天草広域連合消防費負担金4億7,068万円、消防小型ポンプ付積載車2,991万4,000円、排水機器等設置管理業務委託料981万6,000円等を計上しているところでございます。

55(款)教育費は25億9,828万3,000円で前年度比10億8,232万円の増額でございます。主なものといたしまして、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修工事4億9,401万9,000円、上小学校教室棟改築工事4億8,000万円、新大矢野図書館等整備実施設計委託料9,430万円等を計上しているところでございます。

60(款)災害復旧費は1,175万4,000円で、前年度比879万6,000円の減額でございます。主なものといたしまして、下老岳2号線道路災害復旧事業調査解析業務委託料1,000万円等を計上しているところでございます。

65(款)公債費は22億6,804万2,000円で、市債元利償還金の減により、前年度比2,664万5,000円の減額でございます。

70(款)諸支出金は6億3,164万6,000円で、前年度比1億532万8,000円の増額でございます。主な要因としましては、ふるさと応援基金積立金寄附金分6億円の計上によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第24号から議案第26号まで3件を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長(坂田 結二君)** どうぞよろしくお願いいたします。

議案書40ページをお願いいたします。

議案第24号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の164ページをお願いいたします。



第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を43億7,646万5,000円と定め、第2条に一時借入の最高額を4億円と定め、第3条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

169ページをごらんください。

10(款)国民健康保険税6億4,377万6,000円、前年度比5,622万4,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、被保険者数の減少に伴い、現年度分の保険税徴収率は向上しているものの、保険税総額の減少及び滞納繰越分についても減少が見込まれるためでございます。

30(款)県支出金34億37万円、前年度比8,969万3,000円の減額でございます。これは、保険給付費の支出額が減少見込みとなったためでございます。

55(款)繰入金は3億1,672万円で、財政安定支援繰入金の算定方法が変更となるため、前年度比2,355万1,000円の減額でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

170ページをごらんください。

15(款)保険給付費32億6,644万9,000円、前年度比1億1,123万3,000円の減額でございます。主なものといたしまして、先進医療や高額新薬などの影響から、一人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少に伴い減額するほか、退職被保険者制度の廃止や、出産育児諸費等を減額するものでございます。

16(款)国民健康保険事業費納付金10億644万3,000円は、前年度比3,699万3,000円の減額でございます。これは、熊本県へ納付する事業費納付金の算定において、県全体の前期高齢者交付金の増額や、県民所得の向上により事業納付金額の減少が見込まれるためでございます。

35(款)保健事業費5,751万8,000円は、前年度比678万9,000円の増額で、特定健診事業費等の増額によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

議案第25号、令和2年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の183ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を6,235万7,000円と定めるものでございます。

186ページをごらんください。

第2表の地方債については、起債の限度額を40万円とし、利率、借入先及び償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

188ページをごらんください。

10（款）事業収入3,094万3,000円は、収益事業収入の減少により前年度比269万8,000円の減額でございます。

21（款）県支出金316万6,000円は、僻地診療所設備整備補助金の増加等により、前年度比43万6,000円の増額でございます。

25（款）繰入金2,659万9,000円は、職員の人件費を初めとした診療所運営経費の収支不足分に対する一般会計からの補填の増額により、前年度比163万7,000円の増額でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

189ページをごらんください。

10（款）総務費は6,079万1,000円で前年度比9万1,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、192ページから194ページをごらんください。

10（目）一般管理費として、職員の人件費と診療所の維持管理費経費等3,742万8,000円、15（目）研究研修費として、医師の医療研修旅費等107万3,000円、20（目）医療費として医薬材料費歯科診療業務委託料等2,229万円を計上するものでございます。

189ページをごらんください。

15（款）公債費136万6,000円は、前年度比13万3,000円の減額でございます。これは、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金の減額によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

議案第26号、令和2年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の200ページをお願いいたします。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を38億4,375万5,000円に定め、第2条で歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

205ページをごらんください。

10（款）保険料は5億9,710万4,000円で、65歳以上の第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料の減少見込みにより、前年度比2,204万6,000円の減額でございます。

20（款）国庫支出金は10億2,149万円で、介護給付費等の減少見込みにより前年度比1,423万2,000円の減額でございます。給付費に対する負担割合として、施設分15%、居宅分20%

等を計上するものでございます。

25(款) 支払基金交付金は9億9,083万5,000円で、介護給付費等の減少見込みにより、前年度比725万6,000円の減額でございます。40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する負担割合として、給付費の27%を計上するものでございます。

30(款) 県支出金は5億5,051万3,000円で、介護給付費等の減少見込みにより、前年度比575万5,000円の減額でございます。給付費に対する負担割合として施設分17.5%、居宅分12.5%等を計上するものでございます。

45(款) 繰入金は6億5,840万3,000円で、低所得者保険料軽減繰入金等の増加見込みにより前年度比3,145万9,000円の増額でございます。給付費等に対する市負担分でございます。

60(款) 諸収入2,516万9,000円は、前年度比9,000円の減額で、予防給付総合事業ケアプラン作成料などを計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

歳出の款の合計額については、206ページをごらんください。

10(款) 総務費7,402万9,000円は、前年度比941万9,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、210ページをごらんください。

10(項) 総務管理費452万5,000円、211ページをごらんください。20(項) 介護認定審査会費3,563万3,000円、212ページをごらんください。35(項) 地域包括支援センター運営事業費3,068万2,000円などを計上するものでございます。

15(款) 保険給付費は、35億4,097万9,000円で前年度比1,685万8,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、213ページをごらんください。

10(項) 介護サービス等諸費31億4,898万7,000円、214ページをごらんください。15(項) 介護予防サービス等諸費1億2,782万6,000円、25(項) 高額介護サービス費7,923万8,000円、215ページをごらんください。30(項) 特定入所者介護サービス等費1億6,949万7,000円、35(項) 高額医療合算介護サービス等費1,223万5,000円などを計上するものでございます。

45(款) 地域支援事業費は2億2,098万6,000円で、前年度比1,190万1,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、216ページをごらんください。

10(項) 介護予防生活支援サービス事業費1億2,830万6,000円、217ページをごらんください。15(項) 包括的支援事業任意事業費9,220万2,000円などを計上するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第27号を、市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いいたします。

議案書43ページをお願いいたします。

議案第27号、令和2年度上天草市斎場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の224ページをお願いいたします。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,600万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

228ページをごらんください。

10（款）使用料及び手数料は865万9,000円で、前年度の実績をもとに、前年度比53万1,000円の減額でございます。

15（款）財産収入は1万3,000円で、斎場基金利子としまして、前年度比5,000円の減額でございます。

20（款）繰入金は717万3,000円で、一般会計繰入金の減などにより、前年度比2,094万3,000円の減額でございます。

30（款）諸収入は16万1,000円で、太陽光発電売電量及び自動販売機電気使用量などとしまして、前年度比1万4,000円の減額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

229ページをごらんください。

10（款）総務費は1,463万3,000円を計上しております。前年度比4億270万4,000円の減額でございます。

主なものとしまして、231ページをごらんください。

斎場の安定した運営管理のための斎場管理委託料912万円をはじめ、施設整備等の維持管理経費を計上するものです。

以上が、令和2年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第28号を、経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしくお願いいたします。

議案書44ページをお願いいたします。

議案第28号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の235ページをお願いいたします。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を7,152万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

239ページをごらんください。

10(款)事業収入は、入館料として、前年度と同額の2,487万6,000円でございます。35(款)繰入金は4,586万2,000円で、熊本地震復興基金等を含む一般会計からの繰入金の増により、前年度比366万6,000円の増額でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

240ページをごらんください。

10(款)総務費は3,120万8,000円で、館長及びアテンダント等の報酬954万円、光熱水費356万8,000円など、需用費を497万3,000円、広告料121万円、浄化槽管理手数料147万円など、役務費を293万6,000円、天草島原の戦いやキリシタンを描いた巡回公演委託料を初めとした地方創生推進交付金事業委託料906万4,000円など、委託料を985万9,000円計上するもので、前年度比313万3,000円の増額でございます。

15(款)施設費は4,031万5,000円で、映像コンテンツ更新業務委託料4,031万5,000円を計上するもので、前年度比73万3,000円の増額でございます。

以上が、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第29号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長(坂田 結二君)** よろしくをお願いいたします。

議案書45ページをお願いいたします。

議案第29号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の246ページをお願いいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を4億2,037万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

250ページをごらんください。

10(款)後期高齢者医療保険料は2億6,155万円で、前年度比3,138万8,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、被保険者数の増加に伴うもので、熊本県後期高齢者医療広域連合の保険料負担金の算出によるものでございます。

25(款)繰入金は1億5,602万5,000円で、前年度比736万5,000円の増額でございます。主な要因としましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の納付金の算出に伴う保険基盤安定繰入金400万8,000円及び健康ポイント事業費等のその他繰入金340万7,000円を増額するものでございます。

35(款)諸収入270万円は、前年度比29万2,000円の増額で、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出による過年度過誤納付保険料還付金30万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

251ページをごらんください。

主なものといたしまして、15(款)後期高齢者医療広域連合納付金は4億978万7,000円で前年度比3,537万9,000円の増額でございます。要因としましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の納付金の算出による保険料等負担金と保険基盤安定負担金を3,537万9,000円増額するものでございます。

20(款)保健事業費は408万4,000円で、前年度比340万7,000円の増額でございます。要因としましては、健康診査費335万2,000円を増額するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(園田 一博君)** 次に、議案第30号を、総務企画部長。

**○総務企画部長(和田 好正君)** 議案書46ページをお願いいたします。

議案第30号、令和2年度上天草市電気事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の256ページをお願いいたします。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を4,773万8,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

260ページをごらんください。

10(款)事業収入は、売電収入の4,773万8,000円で、前年度比62万7,000円の増額でございます。

歳出について御説明いたします。

261ページをごらんください。

10(款)総務費は4,380万2,000円で、光熱水費、修繕費、リース料及び消費税として計上し、前年度比522万6,000円の増額でございます。50(款)予備費は393万6,000円で、前年度比459万9,000円の減額でございます。

以上が、令和2年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第31号を、水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） よろしくお願いいたします。

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第31号、令和2年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度上天草市水道事業会計の予算について御説明いたします。

第2条は、業務の予定量について定めるものでございます。給水件数1万1,525件、年間総給水量232万5,075立方メートル、1日平均給水量6,370立方メートルでございます。主な建設改良事業費は、湯島地区導水施設改修工事3,600万円、維和地区老朽管布設替工事2,500万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入第1（款）水道事業収益は10億1,280万2,000円で、内訳については記載のとおりでございます。支出第1（款）水道事業費用は、10億1,280万2,000円で、内訳については記載のとおりでございます。

次に、2ページをごらんください。

4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入1（款）資本的収入は、1億333万4,000円で、内訳については記載のとおりでございます。支出第1（款）資本的支出4億5,400万5,000円で、内訳については、記載のとおりでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する金額3億5,067万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億3,688万8,000円、当該年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額1,378万3,000円で補填するものでございます。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。起債の限度額につきましては、6,965万3,000円と定めるものでございます。

3ページをごらんください。

第6条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各款の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用、企業債償還金及び過疎債償還金の間の流用と定めるものでございます。

次に、8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費1億502万6,000円、交際費3万円と定めるものでございます。

第9条は、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助金を受け取る金額を1億4,747万円と定めるものでございます。

10条は、棚卸資産の購入限度額を1,500万円と定めるものでございます。

収益的収入の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。

1(款)水道事業収益1(項)営業収益8億1,485万7,000円は、主に水道使用料を計上するものでございます。2(項)営業外収益1億9,794万5,000円は、一般会計補助金、新規水道加入金、長期前受金戻入などでございます。

次に、収益的支出の主なものについて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1(款)水道事業費用1(項)営業費用は9億2,343万3,000円でございます。内訳としまして、1(目)原水及び浄水費4億1,939万8,000円、2(目)配水及び給水費1億2,442万2,000円、7ページをごらんください。総係費9,000万8,000円です。8ページをごらんください。5(目)湯島地区水道費698万8,000円、6(目)減価償却費2億8,061万6,000円、7(目)資産減耗費200万円を計上するものでございます。

9ページをごらんください。

2(項)営業外費用は6,740万5,000円で、企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込み額を計上するものでございます。

10ページをごらんください。

資本的収入の主なものについて御説明いたします。

1(款)資本的収入1(項)企業債は、企業債借入金6,965万3,000円、3(項)補助金1(目)国庫補助金は、国庫補助事業に伴います国庫補助金3,368万1,000円を計上するものでございます。

次に、11ページをごらんください。

資本的支出の主なものについて、御説明いたします。

1(款)資本的支出1(項)建設改良費1(目)建設改良費は、1億2,944万円でございます。内訳としまして、委託料2,300万円、工事請負費1億600万円を計上するものでございます。2(目)営業設備費2,215万7,000円は、個別量水器の定期取りかえに伴う購入費及び送水ポンプ取りかえ等を計上するものでございます。

2(項)企業債償還金は2億4,738万3,000円、3(項)過疎債償還金は502万5,000円、5(項)予備費5,000万円を計上するものでございます。

以上が、令和2年上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第32号を、建設部長。

○建設部長(小西 裕彰君) よろしく願いします。



議案書の48ページをお願いいたします。

議案第32号、令和2年度上天草市下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度上天草市下水道事業会計予算第1条、令和2年度上天草市下水道事業会計の予算を次のとおり定めます。

第2条、業務の予定量は、処理戸数1,515件、年間総処理水量51万4,084立方メートル、1日平均処理水量1,408立方メートルです。主な建設改良事業は、管路施設建設改良費3,820万円、処理場施設建設改良費8,140万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。収入第1(款)下水道事業収益3億1,802万6,000円の内訳は記載のとおりでございます。支出第1(款)下水道事業費用2億7,745万9,000円の内訳は記載のとおりです。

次に、2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。収入第1(款)資本的収入1億8,393万6,000円の内訳は記載のとおりでございます。支出第1(款)資本的支出3億1,027万1,000円の内訳は記載のとおりでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,633万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,166万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,576万8,000円、繰越利益剰余金処分額2,890万1,000円で補填するものとします。

第5条、地方債につきまして、今年度の限度額を1億360万円としております。なお、起債の目的、方法、利率及び償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額を2億円と定めます。

3ページをお願いします。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めます。

第8条、職員給与費の1,600万6,000円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないものと定めます。

第9条、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額は1億9,379万2,000円です。

第10条、繰越利益剰余金のうち2,890万1,000円を、資本的収支不足額に対する補填財源として処分することを定めます。

以上が、議案の内容でございます。

次に、予算実施計画について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

最初に、収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

まず、収入といたしまして、1（款）下水道事業収益第1（項）営業収益の6,590万9,000円は、主に下水道使用料でございます。次に、2（項）営業外収益の2億5,211万7,000円は、一般会計補助金長期前受金戻入などでございます。

6ページをお願いいたします。

支出といたしまして、1（款）下水道事業費用1（項）営業費用に2億5,249万7,000円を計上しております。内訳は、1（目）管渠費に474万8,000円、3（目）処理場費に6,479万4,000円、4（目）総係費に2,105万7,000円、5（目）減価償却費に1億6,189万8,000円を計上しております。

2（項）営業外費用に2,386万2,000円を計上しております。これは、企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税の納付見込み額を計上しております。

7ページをお願いいたします。

ここから、資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入につきましては、1（項）分担金及び負担金1（目）分担金に100万円、2（項）国庫補助金1（目）国庫補助金に6,147万円、3（項）企業債1（目）建設改良債に1億360万円、4（項）他会計補助金1（目）他会計補助金に1,786万6,000円を計上しております。

次に、8ページの資本的支出について、説明いたします。

1（款）資本的支出1（項）建設改良費に1億1,960万円を計上しております。内訳は、1（目）管路施設建設改良費に、下水道未普及対策工事にかかる事前調査委託等3,820万円、2（目）処理場施設建設改良費にストックマネジメント計画策定業務委託料、処理場分です。など8,140万円を計上しております。

次に、3（項）企業債償還金に1億8,967万1,000円を計上しております。9ページ以降に予定キャッシュフローの計算書、給料費明細書などを掲載しておりますので、後ほどごらんください。

以上が、予算書の内容となります。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、議案第33号を、病院事務長。

**○病院事務長（尾崎 忠男君）** よろしくをお願いいたします。

議案書49ページをお願いいたします。

議案第33号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算について御説明いたします。

第2条、業務の予定量といたしましては、病院では、病床数195床、そのうち療養病床が4

6床でございます。年間患者数は、入院では、6万1,685人で、病床利用率86.7%を予定しております。外来では、医科で11万5,425人、歯科で4,131人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院は169人、外来では医科で475人、歯科で17人を予定しております。

主な建設改良工事といたしましては、施設整備費及び器械及び備品購入費として5,100万円を予定しております。内訳は、エックス線透視診断装置ほか5件の医療機器入れ替え等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量としまして、看護学校につきましては、学生数の定員が1学年40人で合計120人でございます。

健康管理センターにつきましては、特定健診受診者数1万7,778人、人間ドック数73人、事業所健診等受診者数1,429人を予定しております。

訪問看護ステーションにつきましては、医療訪問件数646人、介護訪問件数2,001人の合計2,647人を予定しております。

介護老人保健施設につきましては、入所者数1万7,337人、1日平均47.5人、利用率に換算しますと95%を予定しております。

居宅介護支援センターにつきましては、介護予防計画数744件を予定しております。教良木診療所につきましては、外来患者数2,430人、1日平均10人を予定しております。

2ページをごらんください。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入につきましては、第1(款)病院事業収益37億5,272万7,000円を予定しております。前年度と比較して1億4,540万6,000円の増額となっております。内訳は、第1項から第10項までの記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1(款)病院事業費用37億5,272万7,000円を予定しております。前年度と比較しまして、1億4,540万6,000円の増額となっております。内訳は、第1項から第11項までの記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明します。収入につきましては、第1(款)資本的収入2億1,185万7,000円を予定しております。前年度と比較しまして2,221万1,000円の増額となっております。内訳といたしまして、第1(項)企業債5,100万円、前年度と比較しまして、1,380万円の増額となっております。第2(項)補助金715万円、国保調整交付金を予定しております。第3(項)出資金1億5,360万7,000円、前年度と比較しまして396万1,000円の増額となっております。第4(項)固定資産売却代金10万円、前年度と同額でございます。

次に、支出でございます。

第1(款)資本的支出3億7,536万2,000円を予定しております。前年度と比較しまして2,488

万1,000円の増額となっております。内訳といたしましては、第1（項）建設改良費5,955万9,000円、前年度と比較しまして1,825万9,000円の増額となっております。第2（項）企業債償還金3億860万3,000円、前年度と比較しまして614万2,000円の増額となっております。第3（項）投資720万円、看護師確保のため、看護学生への就学資金貸付金を1名増員することから、前年度と比較して48万円の増額となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,350万5,000円は、当年度消費税資本的収支調整額392万円、当年度損益勘定留保資金1億5,958万5,000円での補填を見込んでおります。

4ページをごらんください。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は5,100万円と定めております。

第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。前年度と同額でございます。

第7条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費24億9,879万8,000円、交際費100万円を計上させていただいております。

第9条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額3億3,228万2,000円を計上しております。

第10条、棚卸資産の購入限度額は2億8,358万円と定めております。次ページ以降、附属書類及び参考書類を添付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上が、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 
- |       |       |                               |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第40 | 同意第1号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第41 | 同意第2号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第42 | 同意第3号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第43 | 同意第4号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第44 | 同意第5号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第45 | 同意第6号 | 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

いて

日程第46 同意第7号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第47 同意第8号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第48 同意第9号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第49 同意第10号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第50 同意第11号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 次に、日程第40、同意第1号から日程第50、同意第11号までの以上11件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書50ページから60ページをお願いいたします。あわせて委員等の同意等起案に関する資料1ページから11ページをお願いいたします。

同意第1号から同意第11号の上天草市農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

現在の農業委員会の委員の任期が令和2年3月30日をもって満了することに伴い、次期委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回の委員会の候補者の選定に当たっては、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、広く推薦を求めるとともに、募集を行い、上天草市の農業委員候補者評価委員会における評価結果を踏まえ、次の11名の方について、いずれも地域の信頼が厚く農業に対する高い識見を備えておられることから、農業委員会の委員として適任と判断し、選定いたしました。

同意を求める者の氏名は、議案書50ページ、同意第1号、氏名木嶋たか子、議案書51ページ、同意第2号、氏名山口勝喜、議案書52ページ、同意第3号、氏名水野美奈子、議案書53ページ、同意第4号、氏名磯田清俊、議案書54ページ、同意第5号、氏名岩崎國重、議案書55ページ、同意第6号、氏名西岡光雄、議案書56ページ、同意第7号、氏名松岡健二郎、議案書57ページ、同意第8号、氏名源義通、議案書58ページ、同意第9号、氏名松本光義、議案書59ページ、同意第10号、氏名蓮田治住、議案書60ページ、同意第11号、氏名森和敏、以上の11名でございます。

なお、住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び本日配付いたしました資料に記載のとおりでございます。また、任期は、令和2年3月31日から令和5年3月30日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（園田 一博君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日14日から20日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は2月21日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、14日の正午までに通告書の提出をお願いします。また、一般質問をされる方は、17日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時10分